

米トレサビリティ法に基づく命令及び省令の一部を改正する案についての意見の  
募集結果について

令和 2 年 12 月 28 日  
農林水産省消費・安全局

米トレサビリティ法に基づく命令及び省令の一部を改正する案について、令和 2 年 11 月 25 日から 11 月 30 日までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載により、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたしました。

その結果、募集期間において、3 名の方から 4 件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要及びそれに対する考え方を別紙のとおり記載しましたので、お知らせします。

本件については、公表した案のとおり、米穀等の産地情報の伝達に関する命令の一部を改正する命令及び米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令の一部を改正する省令を定めることといたしました。

皆様方の御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも農林水産行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

**【お問合せ先】**

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課  
03-3502-5724（内線 4484）